

魏晋南北朝期の蛮

鈴木 諒 法

筆者は修士論文を書くにあたり、魏晋南北朝期における民族問題の考察として、「蛮」という中華内部に非漢民族として存在していた者達を扱った。その「蛮」という集団は、中華内部でも広範囲に渡って集住しており、南北朝期では主に華中、華南の地域に広く存在していた。この「蛮」を修士論文においては、荊州北部、郢州、梁州、益州北東部を凡その範囲として定めた「華中」の「蛮」に視点を当てて考察しようと考えた。

筆者はこれまでの二年間、北魏の民族問題（胡族と漢族）を研究のテーマにしようと学んできた。けれども、「蛮」という集団に関心を持つようになったため、民族問題に対する考察対象を変えることとなった。そして、「蛮」を対象として考察するとき、その期間を自身が研究してきた時代である北魏期（三八六年～五三四年）の時期で見えていくことにした。

本来であれば中国の歴史で「蛮」が存在していた時期全てに視点を当て、「蛮」という存在が中国の歴史上どのような意義を持っていたのか、その点を追及して後に、時代を特定して更に焦点を当てていく、としなければならなかったところだが、その点は筆者の未熟さと力不足であり反省すべき点である。

ただ、北魏期に焦点を絞ったことには、筆者の意図する点もある。

第一に、今回の修士論文において、華中の「蛮」を考察するに当たり、その方法として北朝、南朝の両王朝の対蛮政策と、「蛮」の政策に対する対応を見ることで、政治的視点から当該時代の「蛮」の特色を考察してみる考えがあった。

第二に、北朝と南朝、それぞれ一つの国家として統治していた時期はこの時期のみであり、北と南の対蛮政策をみる上で対比しやすい時代であったためである。その後の、北では東魏、西魏といった分裂期における王朝の対蛮政策は今後の課題としたい。最後に、修士論文の構成について述べておく。

第一章では南北朝期の「蛮」の実態と、それに対する先行研究を紹介した。第二章では南朝（東晋末～宋～斉初期）の対蛮政策をみることでその政策の特色と「蛮」の活動を見ていくこととした。そして第三章では北魏の対蛮政策をみることでその政策の特色と「蛮」の活動を見ていった。双方の対蛮政策によって華中の「蛮」はどのような影響を受けたのか、また両王朝に対し、「蛮」がどのような影響を与えるに至ったのかを考察していくものである。まず第一章についてその内容を簡単ながら述べていきたい。

一、第一章 先行研究と蛮の実態

まずそもそも問題として「蛮」とはなんなのかということである。「蛮」とは主に漢族王朝の支配領域の内側に存在する非漢民族であり、「蛮」が存在する領域は農耕を行うのには適さない山岳地帯や溪谷といったおおよそ普通に生活することが困難な場所に集住する集団の

ことを指して述べられている。「蛮」の種族は実に多く存在しており、また結論から述べると「蛮」は広範囲に集落を構えてはいたものの、それぞれの地域はほとんど独立して活動しており、それぞれが各個たる勢力として存在していたため、一概に「蛮」と称しても、その内容は地域によってそれぞれ違ってくるものである。故に筆者は今回考察する対象の「蛮」を華中(荊州北部の沔水近郊の一带)①と益州北東部(漢水近郊から武都郡付近)②の、この当時北方の北魏と南方の東晋・宋・斉といった南朝の丁度国境沿いに位置していた地域の「蛮」に焦点を当てて考察することとした。

「蛮」と呼ばれる集団がどのような認識のもと研究が進められてきたのか、その点については魏晋南北朝時代の民族問題について研究されてきた川本芳昭氏と、南北朝期の「蛮」の実態に関して詳しく考察された北村一仁氏の研究を主に参考として解説した。

川本氏や北村氏の意見を中心に参考として、筆者が定義する「蛮」とは、以下の三点である。

- ① 独自の言語や宗教、あるいは習慣といったものを持ち、また勢力内で民族が統一されておらず、漢文化との接触がほとんどない勢力であること。
 - ② 広範囲で集住していながらも、それぞれの地域が連動していない(つまりそれぞれが独立している)勢力であること。
 - ③ 少なくとも集落としてその存在を維持できるほどの財政基盤を持つ(主に特産品の生産等)を持つ勢力である。
- 以上三つの特徴を持つものを「蛮」と定義とすることとした。

このような特徴から、「蛮」は一つの勢力を指すものではなく、各地域(各地域といってもここでは華南(主に長江流域あるいはそれより南)に存在する先に挙げた三点が該当する勢力のことを総称する形で用いるものである。

このように第一章で先行研究をもとに、筆者自身が定義する「蛮」とは一体なんなのかを提示した。そこで次に、第二章を「南朝の対蛮政策」と題し、南朝(東晋末〜宋〜斉初期)の対蛮政策をみていくこととした。

二、第二章 南朝の対蛮政策

三〇六年に起こった八王の乱③と呼ばれる大乱が起きる。西晋を辛うじて支えていた東海王司馬越が三一年に亡くなると、華北の混乱が激化し山西の匈奴の長、劉聡が配下の劉曜と王弥を派遣して洛陽を攻め、略奪暴行の限りを尽させた永嘉の乱により、当時の皇帝である懷帝が殺され、ここに事実上西晋が滅亡する。

胡族の侵攻が激化し、華北が大混乱に陥ると華北にいた漢民族は混乱を避けるために江南の地に移り住むようになっていった。もともと江南に存在していた豪族達は流動化しつつある江南社会の安定を欲し、また華北からきた北来の漢族も江南の地である程度の地位につくために江南の勢力と手を結ぶようになる。

しかし、江南は三国時代の呉によって都の建業近辺は発展していたものの、山越や荊州南部に至っては開発は進んでおらず、山越族や荊州蛮、また魯陽蛮や豫州蛮などの異民族が割拠しているような

状況であった。

東晋は、江南の豪族の他に北方から流れてきた大勢の北來の人達のために広い領土と、統治する領土の發展を重視する政權運用する必要があった。そして、それは必然的に先住していた山越や「蛮」といった異民族と密接に関わらなければならないことを意味した。

江南開發初期^⑧では、揚州南部や荊州南部といった東晋の領土南部において蛮族を討伐することで、自らの勢力下に取り込むことに成功する。討伐した領域の蛮は、おおよそ徙民させられるか、その領域に東晋王朝が南蛮校夷府といった蛮府の一つを置き、王朝の統治下に置かれるかであった。つまり、江南開發初期では東晋の勢力以南の「蛮」は漢族社会に融合あるいは吸収される形で組み込まれていったのである。

「蛮」はこのようにして、王朝側の都合によって併合、吸収されていくような存在であった。しかし、これは東晋の自国内の「蛮」に対して行われたものであり、後に華北を征する北魏との国境沿いに位置する「蛮」に対しては揚州南部や荊州南部で行ったような対蛮政策は行えなかった。

江南開發における異民族、とりわけ「蛮」に対する政策がどのように違っていたのか、またそれはどうして揚州南部や荊州南部の対蛮政策と同じように出来なかったのか、その点について第二章で述べていくようにした。

第二章の結論を述べれば、南朝の対蛮政策は以下のような特色がみられた。

華南における「蛮」と南朝の漢族との融合あるいは同化が進んで以降、華北において北魏が勢力を拡大するようになると、「華中」を中心とする「蛮」が北朝と南朝との丁度国境沿いに位置する形で存在することとなった。南朝はこうしてこれまで「中華と隔絶された世界」であった華中の蛮域に接触するようになる。

その華中の「蛮」に対する対蛮政策を行ってきたのが劉道産、沈慶之、沈攸之といった面々である。彼らの政治的動向から、南朝のこの時期における対蛮政策は大まかにみて二つに区分される。すなわち、劉道産の「善政」や孫謙の「恩信」といった事例にみられる懐柔政策と、沈慶之や沈攸之にみられる討伐や税を課す重圧政策がある。

前者はおそらく、江南の「蛮」と華中の「蛮」とでは同じ「蛮」という括りとはせず、違った対応をしなければならないという認識を持つていたであろうと思われる。

それは華中「蛮」のすぐ背後に北魏が接していた、あるいは蛮の居住する地域が違うため生活形態が違っていた等の背景が挙げられるが、何よりこの二人の共通する点では、孫謙が「何ぞ兵役を煩いでて國費と為らんか。」と述べていたように、江南開發初期にみられた華南の「蛮」に対して行っていた討伐、徙民、あるいは税の徴収などの政策を華中の「蛮」に適應しようとすることは、何ら国家のためにならないという意識を持つていたのではないか。華南の「蛮」は討伐や徙民の結果、強制的に漢族社会に帰依せざるを得ない状況へと追い込めるが、華中の「蛮」には、北魏と接触させる要

因になることを危惧していたとも考えられる。

しかし、劉道産の死後、対蛮政策の後任として配属された沈慶之は江南開発初期において「蛮」討伐で活躍した人物であり、またその功によって出世した人物でもある。それ故、華中の「蛮」に対して、華南の「蛮」に対して行ってきた政策をそのまま適応するようになったのだと思われる。沈慶之も、その跡を継いだ沈攸之も大規模な討伐を敢行し「蛮」を抑え込み、都への徙民や贖罪貨など的一般に用いられない税の徴収方法を行い、一定の成果を得ていたことは間違いないであろう。しかし、その結果これまでは見られなかった「蛮」の北魏への接触が見られるようになり、そして彼らの死後対蛮政策に有用な人物がいなくなると「蛮」の活性化、あるいは北魏に靡く「蛮」を抑えることが能わなくなってしまう結果を招くこととなる。

「漢」と「蛮」の間に生じる漢文化の伝播は、華中においては地理的な条件、そして南朝側の政策の違いによって、漢文化と接触する機会を得ながらも、華中の「蛮」が漢化（同化あるいは融合）をしなかった原因であり、そして本来中華から隔絶された蛮域が干渉されるようになった結果、漢化ではなく反発という形で彼ら「蛮」はこれまでになかった活性化をみせることとなったのである。

このような南朝の対蛮政策の特色を踏まえ、次いで第三章にて「北魏の対蛮政策」と題し、北魏の対蛮政策の特色を見出すため考察していく。

三、第三章 北魏の対蛮政策

南朝の対蛮政策によって華中の「蛮」は北魏と接触を図るようになったのは、二章の考察からその様子を窺うことができた。北魏は北方異民族（胡族）である鮮卑拓跋部が建国した国家である。この北魏が漢化したのは、七代皇帝孝文帝の漢化政策⁵⁾であり、この政策以前は胡族国家としての性質が強く、政策以後は拓跋部を頂点としながらも漢族国家としての性質が強くなった国家である。この民族的にも特色ある国家であった北魏は、華中の「蛮」に対してどのような政策を行ったのだろうか。二章でみた華中の「蛮」は、南朝の懐柔政策から一転した重圧政策によって、その逃げ道として北魏と接触する様子が見られたことから、北魏側と「蛮」は何かしらの接触は行っていることは間違いないだろう。

そして、孝文帝の漢化政策以降、漢文化の影響を強く受けた北魏と「蛮」が接触したのだとすれば、それは「胡」と「蛮」の接触ではなく、「漢」と「蛮」の接触と捉えてもよいのではないだろうか。南方からの漢文化の伝播だけでなく、華北からも漢文化の伝播があったのではないだろうか。

この見解から、北魏から華中を中心とした「蛮」に対して漢文化の伝播があったのかどうか、そしてあったとするならばどのようなものであったのかについて第三章では考察していくこととした。

第三章の考察で、北魏の対蛮政策の特色は以下の五つの点であった。

- ① 南朝と「蛮」の抗争を鑑みて保護する対蛮政策を取るようになった。
- ② 田益宗の内附よりその後何年かは「蛮」が北魏に依るようになった。
- ③ 蛮域への干渉から、保護が一転して対立関係になる。
- ④ 対蛮政策を保護から討伐へと移行する。
- ⑤ 対南朝という意味合いから北魏内の政権内闘争の利用として「蛮」に干渉する。

という流れで北魏の対蛮政策は行われてきたと結論付けた。

漢化政策を行い漢文化に同化あるいは融合を促した胡族国家の北魏は、その在り方は漢族国家と変わらないものとして存在していた。故に、南朝と対立する中でその国境沿いに位置する「蛮」と接触するなかで、北朝側からも「漢」と「蛮」という交わりが生じることとなり、「蛮」は漢文化と接する機会は、この時期において最も多かった。

しかし、北魏においては「蛮」に漢化政策を施し自国内へと同化あるいは融合させるといふ意識をもつ前に、政権内部で抗争が生じ、あくまで派閥抗争での軍事利用という点に重点を置かれるようになってしまった。

結局それは北魏と「蛮」の対立や北魏政権内での対立により、「蛮」北朝から漢文化を伝播される、ということがなかったものだと思う。

以上のことから「蛮」とは中華から隔絶された存在であり、「蛮域」

は隔絶された空間であるということは、先行研究や今回扱った北魏期の動向をみても間違いないであろう。南朝においては、江南開発の頃に経験した江東（揚州あるいは荊州南部）の対蛮政策をそのまま華中の「蛮」に適用しようとした沈慶之、沈攸之の政策と、劉道産や孫謙といったこれまで行ってきた対蛮政策とは違う政策をみると、南朝内では華中の「蛮」を江東の「蛮」と同一視するものと、違うものとしてみるものと分かれていた様子が窺えた。

結果として南朝側は討伐路線を重視した重圧政策を用いることとなる。この政策の特色として、

- ① 特産品等、「蛮」の財政基盤となるものを禁止し追いこむ。
 - ② 乱を起こした「蛮」に対し、贖罪貨を課す。
 - ③ そしてその地域の「蛮」を抑え込む、あるいは徙民する。
- という流れの中で南朝は「蛮」と接するようになった。

国内で適応する税とは違う、贖罪貨という特殊な税を適応して「蛮」を搾取した背景には、漢社会で行っているものが「蛮」族社会では浸透しないことを念頭に行われていたと考えると間違いないだろう。劉道産や孫謙は危惧していたのかどうかは分からないが、「蛮」に対して重圧政策を行ったため、背後に存在した強大国家の北魏と「蛮」は手を結ぶ結果を招き、長い年月を「蛮」と抗争することとなってしまった。

一方、北魏は劉道産死後の動乱に合わせる形で蛮域に保護政策を打ち出し、対南朝政策の一環として「蛮」を利用するようになった。しかし、蛮域に干渉する結果として「蛮」の反発を招き協調する路

線が崩れた。そして北魏は政権内部において派閥抗争は生じ、「蛮」は対南朝から派閥抗争のための手段として利用されるようになる。最後には皇帝自ら「蛮」討伐を公言するに至り、北魏から「蛮」に対して漢文化を伝播させることは困難なものになっていった。

どちらか一方の王朝から迫られても、もう一方の王朝に寄りそうことで抵抗するという構図がこの時期に確立してしまい、北朝も南朝も「蛮」を漢化させる目的を失い、対外戦術の一つとする手段としてでしか「蛮」に干渉しなくなっていく。

五胡十六国時代の到来から諸異民族に多大な影響を与えてきた漢族の漢文化の伝播は、南北朝期においても北方では拓跋鮮卑(胡族)に、南方では江東や荊州南部を中心とした「蛮」に広まっていた。しかし、華中や四川北部の「蛮」は、漢文化に影響される機会を持ち得ながらも、北魏や南朝の政策によって「蛮」に漢文化が浸透するということはなかった。

中国国内に存在しながらも、異民族として扱われた「蛮」は、「隔絶された社会」ではあったが、南北両王朝の存在により少なくとも完全に隔絶された社会から脱却したように思われる。漢文化の伝播という点では「蛮」には浸透しなかったが、その過程で蛮族社会は隔絶されるという受け身なものから、社会情勢によってどちらかの王朝と同調する、つまり積極的な存在へと変化した点は、この時期に見られる「蛮」の最大の特徴と言えないだろうか。

蛮族社会が大きな変化を遂げる契機となったこの時期以降、北方における二勢力の台頭(東魏と西魏、北斉と北周)や南朝の王朝の

入れ替わりにおいて、「蛮」が更なる変化を遂げたのかどうか、それを今後の課題としていきたい。

註

- (一) 沔水是現在の陝西省沔縣に在る。この一帯をおおよそ荊州北部一帯としてここでは用いた。
- (二) 武都郡は北魏では現在の陝西省鳳翔縣の南で、南朝宋の頃は現在の陝西省南鄭縣に置いていた。
- (三) 八王の乱とは西晋の司馬炎(武帝)が没し、それを契機に西晋の宗室・外戚(皇后・皇太后の親戚)・権臣による帝位継承争いが起こり、西晋王朝を揺るがす大反乱のことである。
- (四) ここで掲げている江南開発初期とは、西晋が崩壊した三二一年の永嘉の乱から始まり、北魏の前身である代国が建国された三八六年までの凡そ八〇年間までの期間として筆者は用いた。
- (五) 孝文帝が行った漢化政策、すなわち鮮卑語や鮮卑服の禁止にみられるような、胡族の風習を捨て漢文化を徹底させたこの政策を以て、北魏の漢化はほとんど完了したとする説が主である。

修士論文で用いた参考文献

邦文

川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』（汲古書院 一九九八年）

三崎良章『五胡十六国の基礎的研究』（汲古書院 二〇〇六年）

三崎良章『五胡十六国—中国史上の民族大移動—』（東方書店 二〇〇二年）

北村一仁『荒人』試論 南北朝前期の国境地域」（東洋史苑 二〇〇三年）

北村一仁『南北朝期「中華」世界における「蛮」地の空間性について』（東

洋史苑 二〇〇六年）

谷口房男『後漢時代の武陵蛮について』（東南アジア史学会会報 一九七〇

年）

谷口房男『唐・宋時代の「平蛮頌」について—嶺南少数民族漢化過程の一

断面—』（白山史学 一九七五年）

川勝義雄『貴族制社会と孫呉政権下の江南』（中国中世研究）一九七〇年

所収

中文

陳金鳳『魏晋南北朝中間地帯研究』（天津古籍出版社 二〇〇五年）